

認可保育所

認定こども園

地域型保育事業



「申し込みに関する

Q&A」

令和6年9月

問い合わせ先 中央区保育課保育入園係

03(3546)5227・5387・9587(直通)

午前8時30分～午後5時(土日・祝日・年末年始を除く)

目次

1	施設選びについて	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	申し込みについて	・ ・ ・ ・ ・ 3
3	転入・転出などに伴う申し込みについて	・ ・ ・ ・ ・ 6
4	利用調整について	・ ・ ・ ・ ・ 9
5	内定・決定の取消などの注意点	・ ・ ・ ・ 1 1
6	保育料について	・ ・ ・ ・ 1 2
7	延長保育について	・ ・ ・ ・ 1 6
8	居宅訪問型保育事業（待機児童向け）について	・ ・ ・ ・ 1 9
9	期間限定型保育事業について	・ ・ ・ ・ 1 9
10	その他	・ ・ ・ ・ 1 9

1 施設選びについて

Q1-1 認可保育所・認定こども園（長時間・保育所部分）は、区立と私立で何か違いはありますか。

- A どちらも国の基準を満たし、都に認可された施設ですが、区立は区が設置・運営（一部は公設民営の指定管理制度を導入）し、私立は社会福祉法人や民間事業者が設置・運営しています。そのため、私立では、保育方針や園の雰囲気などにそれぞれ特色があります。なお、保育料の算定方法に違いはありません。

Q1-2 それぞれの保育園について、より詳しく知りたいです。

- A 区ホームページに、保育園ごとの簡単な案内を掲載しています。また、認可保育施設の一覧表も掲載しています。
より詳しく知りたい場合は、園の見学（Q1-5 参照）をおすすめします。

認可保育所
施設案内



区立園の
動画紹介



Q1-3 保育園で保育できる曜日と時間を知りたいです。

- A 保育園で保育できる日は月～土曜日（祝日・年末年始を除く。）です。時間は保育園ごとに異なります。詳しくは「令和7年度保育園のごあんない」の36ページをご確認ください。

Q1-4 土曜日の保育を希望する場合は、どのような書類を提出すればよいですか。

- A 保護者（父母どちらも）の就労証明書に土曜日勤務の記載があることが必要です。その他、保育園ごとに必要となる書類が異なりますので、詳しくは入所された後に直接保育園にお問い合わせください。

Q1-5 保育園を見学するにはどうすればよいですか。

- A 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）の午前10時～午後4時の間で、直接園にお問い合わせください。

Q1-6 保育園を選ぶポイントはありますか。

- A 参考として、「よい保育施設の選び方17のチェックポイント（東京都版）」があります。

- ① 園長（施設長）や保育する人が保育の考え方や内容をきちんと説明してくれるか
- ② 部屋の中まで見学させてくれるか
- ③ 【重要】子供たちの様子がいきいきしているか
- ④ 【重要】保育する人の数が足りているか
- ⑤ 【重要】保育士の資格を持つ人が足りているか
- ⑥ 保育する人が笑顔で子供たちに接しているか
- ⑦ 保育する人の中に経験豊かな人がいるか
- ⑧ 赤ちゃんが静かに眠れる場所があるか
- ⑨ 子供が動き回れる十分なスペースがあるか
- ⑩ 遊び道具がそろっているか
- ⑪ 外遊びをしているか

よい保育施設の選び方保育施設の選び方
17のチェックポイント（東京都版）



- ⑫ 【重要】掃除が行き届いて清潔であるか
 ⑬ 【重要】災害時のための避難口や避難階段があるか
 ⑭ 食事は栄養のバランスやアレルギーに配慮しているか
 ⑮ 保護者と保育施設との間で連絡帳等で情報共有を図っているか
 ⑯ 【重要】睡眠時のチェックを定期的に行っているか
 ⑰ 慣れ(慣らし)保育を実施しているか

Q1-7 保育園での1日の生活と保育士の勤務体制を教えてください。

A お子さんの年齢や生活リズムに合わせて過ごしていただきますが、一般的には以下の表が目安です。保育士の体制は以下の勤務体制を参考にしてください。

勤務体制(例)				時刻	0歳児	1・2歳児	3歳児以上
職員18人の場合							
早番 2人	日勤 10人 遅番 4人 延長 2人 クラス 保育			7:30	順次登園 (健康観察)	順次登園 (健康観察)	順次登園 (健康観察)
早番 保育					(時間によって合同保育)		
クラス 保育				8:30	ひとりひとりの生活リズムや月齢に合わせて過ごす	あそび 室内・ホール 園庭 散歩	あそび(教育を含む) 絵画・造形 表現 運動 音楽・リズム 集団遊び、散歩など 様々な活動をする
				10:00			
				10:30			
				11:00			
				11:30		食事	
				12:00		順次ひるね	食事
				13:00			ひるね
				14:30		めざまた子からあそび	めざま
	担任から引継ぎ 遅番 保育			15:00		おやつあそび	おやつあそび
				17:00	順次降園	順次降園	順次降園
					(時間によって合同保育)		
				18:30		延長保育 (補食・あそび)	延長保育 (補食・あそび)
	引継ぎ 保育準備・ 記録記入			19:30			

※各々の子どもの月齢や生活リズムに合わせて過ごします。

※登園時の健康観察では保育士が子どもの健康状態を保護者からもお伺いして確認します。

※水分補給は随時行っています。

2 申し込みについて

Q2-1 申し込みは先着順ですか。

A 先着順ではありません。ただし、申込締切日の直前は窓口が大変混み合いますので、早めのお手続きをおすすめします。郵送（特定記録郵便など）・マイナポータル「ぴったりサービス」によるオンラインでの提出も受け付けています。

郵送で申し込む場合は「中央区役所6階保育課保育入園係」宛てに受付期間最終日必着でご提出ください。

ぴったりサービスで申し込む場合は受付期間最終日午後5時までに送信を完了させる必要があります。入力に時間がかかる場合もありますので、利用時にはご注意ください。

認可保育所
利用案内



窓口混雑状況
当日順番予約
サービス



Q2-2 申し込みはどこですればよいですか。

A 中央区役所6階保育課保育入園係、日本橋・月島・晴海特別出張所、中央区保健所、日本橋・月島・晴海保健センターでお申込みください。受付時間は午前8時30分～午後5時です。

また、区内認可保育所・認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所でもお申込みいただけます。ただし、保育施設で申し込む場合は「令和7年度保育園のごあんない」18ページに記載の「個人番号（マイナンバー）確認」書類と「本人確認」書類の写しを提出する必要があります。

なお、中央区役所6階保育課保育入園係以外での受付は、申込書類の受領のみとなります。申込書類の提出に際してご質問等がある場合や健康状態調査書を提出する場合は保育入園係までお越しください。

Q2-3 定員に空きのない保育園も希望することはできますか。

A 可能です。申し込み時点で定員を満たしていても、利用調整までに内定辞退や退園などにより欠員が生じ、利用調整対象になる場合があります。申し込み時点の空き状況にかかわらず、通いたい順番で希望する保育園をご記入ください。

Q2-4 希望できる保育園の地域や数に制限はありますか。

A 中央区内の認可保育施設であれば、希望できる保育園の地域や数に制限はありません。ただし、保育園ごとに受け入れが可能な月齢および年齢が異なりますので、事前にご確認の上、お申し込みください。希望園の書き方について詳しくは「令和7年度保育園のごあんない」40ページをご覧ください。

内定を辞退した場合、申し込みは辞退した月で終了となります。入所を再度希望する場合は、新たに申し込みが必要となるほか、辞退から1年間、調整指数の加算および優先順位の適用はされませんのでご注意ください。転園を辞退した場合も同様の扱いとなりますが、元の園には戻れず、退園となります。

Q2-5 人気のある保育園はどこですか。

A 中央区では保育園の利用申込にあたり、希望園の数に上限を設けていないため、人気のある園や倍率などの統計は取っていません。

Q2-6 希望園の希望順位を上げると、入所しやすくなりますか。

A 中央区の利用調整の方法（Q4-2 参照）では、希望する保育園の順位は、入所しやすさには影響しません。

詳しくは「令和7年度保育園のごあんない」37、40ページをご覧ください。

Q2-7 希望園は複数書いた方がよいですか。

- A 中央区の利用調整の方法（Q4-2 参照）では、複数の希望園名を記入することで内定する可能性が高くなります。
詳しくは「令和 7 年度保育園のごあんない」 37、40 ページをご覧ください。

Q2-8 希望園の数は何園ぐらい書く方が多いですか。

- A 各家庭により通うことができる範囲が異なるため、一概にお答えはできません。

Q2-9 申し込みをした後、希望園等を変更することはできますか。

- A 希望園を反映させたい月の申込締切日までに「子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」に変更内容を記入し、ご提出ください。
兄弟姉妹と同時に申し込んでいる場合の希望条件を変更する際は「兄弟姉妹入所（転園）条件確認表」を併せてご提出ください。

Q2-10 上の子が区内認可保育所に在園中です。下の子を出産し、現在育児休業を取得しています。下の子は今年度 1 歳を迎えますが、1 歳児クラス該当となる来年 4 月以降も育児休業を延長したいので、申込書の「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。」欄にチェックしても上の子は継続して在園することができますか。

- A 上のお子さんは「令和 7 年度保育園のごあんない」 80 ページに記載の要件（特例在園）で在園しています。
特例在園では「出生児が 1 歳に達する年度の末日までの在園を認めており、さらに、出生児の入所申し込みをして入所できなかったため、やむを得ず育児休業を延長した場合、保護者が復職できるまで、すでに保育園に通っているお子さんは在園することができる」としています。
申込書の「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。」欄については、保護者の意思で利用調整の順位を下げる取り扱いをするものであり、上記のやむを得ず育児休業を延長した場合にあてはまらないことから、申込書の当該箇所をチェックして上のお子さんの在園を保持することはできません。

Q2-11 申込締切日時点で父または母が単身赴任中ですが、その単身赴任者が育児休業を取得しています。この場合、利用調整基準表の優先順位 3 は適用されますか。

- A 利用調整は、提出期限までに提出された書類に記載されている内容を基に実施します。この場合、就労証明書には、産休・育休中欄にチェックがあることから、優先順位 3 は適用されません。優先順位 3 の「父又は母が会社命令による単身赴任となった世帯」とは、父または母が、会社命令により家族と離れ単身で勤務するために居住していることが前提となるため、育児休業を取得し、家族と同居している状態では単身赴任となった世帯には該当しません。

Q2-12 申込締切日時点で父または母が単身赴任中ですが、その単身赴任者の配偶者が「配偶者同行休業制度」を利用し、単身赴任者と同居しています。この場合、利用調整基準表の優先順位 3 は適用されますか。

- A Q2-11 と同様の理由（父または母が、会社命令により家族と離れ単身で勤務するために居住していることが前提となるため）により、優先順位 3 は適用されません。

Q2-13 明石町保育園医療的ケア児専用保育室への入所を希望しています。申し込みはどのようにしたらよいですか。

- A 明石町保育園医療的ケア児専用保育室への入所を希望する場合は、申し込み時期や提出書類が異なります。申込方法の詳細は「令和7年度保育園のごあんない」59～62ページをご覧ください。入所を希望する方は事前相談が必須です。また、お申し込みは中央区役所6階保育課保育入園係でのみ受け付けています。

中央区立明石町保育園
医療的ケア児専用保育室



3 転入・転出などに伴う申し込みについて

Q3-1 中央区に転入する予定です。保育園は申し込みできますか。

- A 申込可能です。中央区に直接お申込みください。申込方法の詳細は「令和7年度保育園のごあんない」50・51ページをご覧ください。
- お住まいの自治体によっては、お住まいの自治体経由で申し込むようご案内される場合がありますが、中央区では自治体経由を不要としておりますので、原則中央区へ直接お申し込みください。

Q3-2 中央区に転入予定です。申し込みに必要な書類を教えてください。

- A ① 子どものための教育・保育給付 認定申請書 兼 保育所入所申込書
② 保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）
③ 兄弟姉妹入所（転園）条件確認表（兄弟姉妹で申し込みする方のみ）
④ 健康状態調査書（疾病、障害、発達の遅れ、アレルギーなどのある方のみ）
⑤ 保育料などを算定するための書類（住民税課税（非課税）証明書・年間収入申告書等）
⑥ 中央区への転入誓約書
⑦ 不動産の売買（賃貸借）契約書の写し
⑧ 申込児童の生年月日が確認できる書類
- ※⑥には、転入予定日、転入先住所、転入者氏名（転入者全員分）が明記されていることが必要です。
- ※⑦の提出ができない場合、⑥中央区への転入誓約書の下部証明欄に証明を受けたものをご提出ください。
- ※⑧については、母子健康手帳の写し（表紙と出生届出済みの証明があるページ）または「令和7年度保育園のごあんない」18ページに記載の「本人確認」書類の写しをご提出ください。

Q3-3 中央区に転入予定で申し込む場合、現在住んでいる自治体の書式で申し込むことはできますか。

- A 中央区の書式でお申し込みください（区ホームページからダウンロードできます。）。現在住んでいる自治体の書式で申し込んだ場合、中央区において必要な事項が不足しているときは、追加で書類を依頼する場合があります。

Q3-4 転入予定が確認できる書類とは何ですか。

- A 中央区への転入誓約書および不動産の売買（賃貸借）契約書の写しです。転入誓約書には転入予定日、転入先住所、転入者氏名（転入者全員分）が明記されていることが必要です。

Q3-5 中央区に転入予定で申し込みました。利用調整結果の連絡はいつ頃どのように来るのでしょうか。

- A 中央区での利用調整後、電話または郵送で連絡いたします。保育園に入所する月の前月中旬ごろに連絡いたします。
- ただし、4月入所結果については結果を連絡する時期が異なります。詳細は中央区ホームページまたは「令和7年度保育園のごあんない」をご覧ください。

Q3-6 中央区に転入予定で申し込みをして内定しました。転入の届出後に何か手続きが必要ですか。

- A 利用開始月の前月の最終開庁日の午後5時までに中央区役所1階区民生活課住民記録係または各特別出張所で転入に関するお手続きを行った後、必ず中央区役所6階保育課保育入園係の窓口にお越しいただき、中央区民としての再申請（以下「転入再申請」という。）の手続きをしてください。転入再申請の受付窓口は中央区役所6階保育課保育入園係のみです。各出張所等では受け付けできませんので、ご注意ください。申請の際は、来庁される保護者の方の本人確認およびマイナンバーの確認を行います。（本人確認およびマイナンバー確認の際に必要な書類の詳細は「令和7年度保育園のごあんない」18ページをご覧ください。）
- なお、転入の届出が終わっていても、「転入再申請」を行わなければ内定辞退とみなします。内定辞退の取り扱いとは中央区民と同様です。

Q3-7 中央区に転入予定で申し込みましたが、入所できませんでした。この場合、翌月以降も利用調整の対象になりますか。

- A 引き続き利用調整の対象となります。
- ただし、転入およびQ3-6の手続きがない場合、翌月以降の利用調整は中央区民の利用調整の後に行います。（いずれの場合も申し込みの有効期間内に限ります。詳しくは「令和7年度保育園のごあんない」66ページをご確認ください。）

Q3-8 中央区に転入予定で申し込みました。支給認定証、入所承諾書（保留通知書）は中央区から届くのですか。

- A 中央区へ転入前の場合、中央区では発行できません。必ず転入およびQ3-6の手続きを行ってください。転入後にQ3-6の手続きが済んでいる方は、中央区から保護者宛に交付されます。

Q3-9 転入予定ですが、入所申込書の「育児休業の延長を希望する」欄にチェックして申し込むと保留通知書は届きますか。

- A Q3-6の手続きが済んでいない場合、中央区の保留通知書は発行できません。転入前に保留通知書をご希望の場合は、お住まいの自治体に確認してください。

Q3-10 転入予定がありません。中央区の保育園を申し込み、保留通知書をもらうことはできますか。

- A 区外にお住まいで転入予定のない方の申し込みについては、中央区内に在勤・在学、里帰り出産の要件で申し込みができます。現在お住まいの自治体を通じて申し込む必要があります。保留となった場合、中央区からは保留通知書は発行していません。保留通知書が必要な場合は、必ずお住まいの自治体の保育園も併せてお申し込みください。

Q3-11 転入予定で申し込みましたが、転入しないことになりました。保留通知書の発行はできますか。

- A Q3-6の手続きを行わない場合は、発行できません。

Q3-12 中央区から転出予定です。転出先の保育園の申し込みはどのようにすればよいですか。

- A 転出先の自治体に直接お申込みください。詳細は転出先自治体の保育担当課にお問い合わせください。
- 転出先の自治体によっては、中央区経由で申し込むようご案内される場合がありますが、中央区では転出予定のある方には原則として転出先への直接申込をお願いして

いますので、その旨をお伝えください。

なお、転出後の手続きについては、転出先自治体にお問い合わせください。

Q3-13 中央区外に住んでおり、中央区に在勤・在学しています。保育園の申し込みはできますか。

- A 父母のどちらかが中央区に在勤・在学されている場合は、3歳児～5歳児クラスでかつ私立認可保育所または私立認定こども園であればお住まいの自治体を通して申し込むことができます。

また、在勤・在学の方の利用調整は中央区民の後に行います。そのため、4月入所希望については、4月第2回の利用調整で選考します。

詳しくは「令和7年度保育園のごあんない」52ページをご確認ください。

※教育・保育給付認定の有効期間が終了したときまたは中央区内に在勤・在学先がなくなったときは、当該月の末日で退園となります（中央区内に在勤・在学していた保護者が育児休業を取得するときも同様です。）。

Q3-14 海外から中央区の保育園を申し込みたい場合はどうすればよいですか。

- A 中央区の必要書類を揃えて、直接お申し込みください。

必要書類はQ3-2と同様です。

また、保育料の算定および利用調整基準表（「令和7年度保育園のごあんない」39ページ参照）の優先順位12番の適用のため、年間収入申告書および会社発行の給与支給証明書等の提出が必要となります。

なお、外国語で記載された証明書などは、必ず和訳を添付してご提出ください。

4 利用調整について

Q4-1 利用調整とは何ですか。

- A 保育園の入所（転園）希望者が、保育園の定員を超えた場合には、児童福祉法に基づき入所選考を行います。この選考を利用調整といいます。

Q4-2 入所内定者の決め方（利用調整の方法）を教えてください。

- A 利用調整は、「令和7年度保育園のごあんない」38・39ページの利用調整基準表に基づき、①基本指数、②調整指数（加点・減点）、③優先順位（同点の場合の順位付け）により、全申込者を歳児・クラス別に順位付けします。その後、1位の方から順に希望園に空きがあるかを見ていき、空きがあった希望園のうち最も希望の高い園に内定することになります。

なお、明石町保育園医療的ケア児専用保育室は、判定会で入所の可否を判定し、入所可能と判定された希望者が定員を超えた場合には、医療的ケア児専用保育室の入所基準に基づき利用調整を行い入所者を決定します。

Q4-3 利用調整はエリア（京橋地域、日本橋地域、月島地域）ごと、または保育園ごとに行うのですか。

- A エリアごと、保育園ごとでは行いません。利用調整は中央区全体で行います。

Q4-4 令和6年4月の利用調整の状況を教えてください。

- A 令和6年4月の利用調整の結果については、区ホームページに掲載していますのでご確認ください。

令和6年4月
利用調整結果



Q4-5 利用調整指数が何点あれば保育園に入所できますか。

- A 利用調整の順位が上位でも希望園に空きがなく入所できない場合や、その逆のケースもあり、何点あれば入所できるかは一概には言えない状況です。
参考に上記Q4-4の令和6年4月の利用調整結果をご確認ください。

Q4-6 保育園の見学をすると利用調整で有利になりますか。

- A 利用調整で有利になることはありません。

Q4-7 利用調整基準表 調整指数12「就労など（産前産後休暇、育児休業および求職中を除く）の理由により申込児を無認可保育施設など（認証保育所、企業主導型保育事業所を除く）に申込締切日現在2カ月以上有償（週3日以上・1日4時間以上の契約）を利用している場合」とあります。現在育児休業中ですが、令和7年7月からの入所を申し込みしたいと考えています。この場合、復職と無認可保育施設等の通所開始をいつまでにすれば、加点の対象になりますか。

- A 加点対象となる条件として、①就労など（産前産後休暇、育児休業および求職中を除く）の理由で、②無認可保育施設等（認証保育所、企業主導型保育事業所を除く）に、③2カ月以上有償（週3日以上・1日4時間以上）で預けている必要があります。例えば、令和7年7月入所の申込締切日は令和7年5月30日となりますので、令和7年4月初日から復職し、無認可保育施設等へ通い始める必要があります。申込締切日までに復職した旨の記載がある就労証明書と2カ月以上預けていることが確認できる施設が証明した受託証明書をご提出ください。提出がない場合、復職済であることや、無認可保育施設等に預けていることの確認ができないため、加点対象となりません。（入所申込書に預けている旨の記載があったとしても、受託証明書の提出がない場

合は同様の扱いとなります。)

また、無認可保育施設等の利用による加点は、申込時の状況が入所月前月末まで継続されているものとして適用します。利用の継続を確認するため、保育園の入所後に、無認可保育施設等の受託証明書を再度ご提出いただきます。申込時から入所月前月までの間に無認可保育施設等を退所していたことが判明した場合は、申込時と入所内定時の状況に差異があるため、入所内定の取消または退園となります。

詳しくは、「令和7年度保育園のごあんない」47ページをご覧ください。

Q4-8 利用調整基準表の調整指数の番号12「就労など（産前産後休暇、育児休業および求職中を除く）の理由により申込児が無認可保育施設など（認証保育所、企業主導型保育事業所を除く）に申込締切日現在2カ月以上有償（週3日以上・1日4時間以上の契約）を利用している場合」とあります。無認可保育施設など（認証保育所、企業主導型保育事業所を除く）には、一時預かりやベビーシッターは含まれますか。

A 対象となります。ただし、受託証明書と併せて、預けている実績がわかる書類を添付していただきます。

なお、ベビーシッターは全国保育サービス協会または東京都ベビーシッター利用支援事業に登録があるなど、事業として行っている方に限ります。知人や親族によるものは対象になりません。

5 内定・決定の取消などの注意点

Q5-1 家庭や仕事の状況について、入所（転園）の申込時と内定または決定時点で差異があった場合はどうなりますか。

- A 変更後の状況でも入所（転園）が可能であったかどうか審査し、その結果入所（転園）ができなかったことが判明した場合は、入所前であれば内定取消、入所後であれば判明した月の月末をもって退園になります。

なお、転園前に内定取消となった場合、元の園に継続して在園することはできず、退園となります。

Q5-2 産後休暇・育児休業明けからの復職予定で利用申し込みをしています。入所後、育児に伴う時間短縮制度を取得する場合、Q5-1 の差異に該当し、入所（転園）の内定取消または退園になりますか。

- A 復職予定で申し込みをしている方については、復職後に時間短縮制度を利用する、しない、または未定のいずれの場合においても原則として就労証明書に記載された「雇用契約上の通常就労日数・時間」を基に利用調整指数を決定します。入所後に「雇用契約上の通常就労日数・時間」の変更がなければ、時間短縮制度を利用しても内定取消または退園にはなりません。ただし時間短縮制度を利用する場合でも、Q5-3 にあるとおり、月 48 時間以上の就労が必要です。

なお、申込締切日時点で現に時間短縮制度を利用して就労中であった場合は、時間短縮制度における就労日数・時間を基に利用調整指数を決定します。

Q5-3 入所後に保護者の就労時間が短くなったことなどにより、保育園を退園になることがありますか。

- A 就労のため保育園に通う場合、月 48 時間以上の就労が必要です。この時間より就労時間が短くなった場合、「就労」認定から「求職活動」認定への認定変更の手続きが必要です。「求職活動」と認定された期間中（3 カ月）に月 48 時間以上の就労が確認できないと退園になります。

Q5-4 内定を辞退した後、新たに申し込みは必要ですか。その場合、どのように利用調整にかかりますか。

- A 新規申込が必要です。その場合、内定を辞退した月から 1 年間は、利用調整における調整指数の加算および優先順位は適用されません。

例えば、令和 7 年 5 月利用調整の内定を辞退した場合は、令和 8 年 4 月利用調整まで調整指数の加算および優先順位は適用されません。

Q5-5 入所後に再度就労証明書などを提出する必要があるのはなぜですか。

- A 申込時と入所後の就労状況等の実態に差異がないことを確認するためです。差異があった場合、判明した月の末日をもって退園となります。また、期限までに書類の提出がなく、利用開始後において保育が必要であることが確認できない場合も、退園となります。

6 保育料について

【給食費（副食費）は無償です】

※ただし、区外の認定こども園(短時間・幼稚園部分)および新制度移行幼稚園の場合は、取扱いが異なります。徴収の有無や納付方法等については園にお問い合わせください。

【3 歳児クラス以降の保育料、 0～2 歳児クラスの第 2 子以降の保育料は無償です】

※区市町村民税所得割課税額が D4階層以下であって、ひとり親世帯のお子さんまたは障害者手帳等を所持している方がいる世帯のお子さんについては、第1子の保育料が半額になります。該当する方は「令和7年度保育園のごあんない」89ページに記載の書類の写しをご提出ください。

ただし、月極延長保育料およびスポット延長保育料は対象外です。

Q6-1 区立と私立の認可保育所・認定こども園（長時間・保育所部分）で保育料の金額は違いますか。

A 区立認可保育所、私立認可保育所、認定こども園（長時間・保育所部分）、地域型保育事業の保育料に違いはありません。

Q6-2 保育料はいくらですか。

A 月額0円から64,000円までで、お子さんの歳児クラスや保護者の区市町村民税所得割額等によって決定します。

Q6-3 保育料はどのように決まるのですか。

A 区市町村民税所得割額など（世帯で合算したもの）を基に決定します。4月から8月までの保育料は前年度の、9月から翌3月までの保育料は当該年度の区市町村民税所得割額などを基に算出します。詳しくは、「令和7年度保育園のごあんない」86ページをご覧ください。

Q6-4 祖父母と同居していますが、保育料に関係ありますか。

A 祖父母が「家計の主宰者」と判断される場合は、その方の区市町村民税所得割額なども合算して保育料を決定します。

Q6-5 「家計の主宰者」と判断されるのは、どのような場合ですか。

A 例えば、両親世帯（父母ともいる世帯）においては父母双方ともに区市町村民税が課税されていない場合、ひとり親世帯（父子、母子世帯）においては父または母の区市町村民税が課税されていない場合で、同住所に最多収入者（最多納税者）がいる場合、その方が「家計の主宰者」として判断される可能性があります。詳しくは、区へお問い合わせください。

Q6-6 自分の保育料がいくらになるのか教えてください。

- A 住民税課税(非課税)証明書または住民税の納税通知書と月額保育料・月極延長保育料一覧表を参照してください。詳しくは、「令和7年度保育園のごあんない」86、88ページをご覧ください。

なお、保育所への入所が決定された方には、保育料の額について、書面で通知します。

Q6-7 当該年度の1月1日に海外にいたので区市町村民税が決まっています。保育料はどうなりますか。

- A 年間収入申告書および会社発行の給与証明書などをご提出いただき、それを基に区市町村民税相当額を区で算出した上で決定します。

Q6-8 現在2歳児クラスに在籍していますが、8月に3歳になります。この場合、8月から保育料は無償になりますか。

- A 年度の途中で3歳の誕生日を迎えても保育料は変わりません。次の年度の保育料から無償になります。

Q6-9 保育料はどのように支払えばよいですか。

- A 保育料などの納付は原則口座振替となります。毎月月末（月末が土日祝日の場合は翌営業日）に引き落としとなります。「認可保育所保育料預金口座振替（自動払込）依頼書」によりお手続きください。お手続き後、口座振替が可能となるまでお時間がかかる場合があります。登録が完了するまでは、納付書で金融機関やコンビニなどでお支払いください。

なお、私立認定こども園、地域型保育事業所の保育料は園の指定した方法でお支払いください。

Q6-10 口座振替の登録ができる金融機関を教えてください。

- A 区ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

金融機関一覧



Q6-11 年度の途中で税申告等により区市町村民税が変わりました。保育料も変わりますか。

- A 年度内に限り、変更後の区市町村民税所得割額を基に再計算しますので「子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」によりお申し出ください。

なお、再計算の結果、保育料が変わらない場合もあります。

Q6-12 住宅ローンやふるさと納税により区市町村民税が減額されています。保育料も変わりますか。

- A 保育料算定の際は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除などの税額控除の適用はありません（調整控除と定額減税のみ適用されます。）。

Q6-13 保育所を長期欠席した場合、保育料は安くなりますか。

- A 月に1日も登園がない場合でも1カ月分の保育料がかかります。月途中の退所や1日だけの在籍でも同様です。ただし、入所児童がケガや病気のため月の初日から末日まで登園できない場合は、保育料がかからない場合がありますので、必ず区にお申し出ください。詳しくは、「令和7年度保育園のごあんない」79ページをご覧ください。

Q6-14 離婚や結婚をした場合、保育料に変更はありますか。

A 離婚や結婚後の世帯構成に基づき保育料を再計算する必要があるため、保育料が変更になる可能性があります。「令和7年度保育園のごあんない」69ページ記載の④ご家族に関する書類をご覧ください、必ず手続きを行ってください。

なお、原則として、保育料がひとり親として算定できるのは離婚が成立し、かつ父および母が別居していることが要件となります。離婚調停中の場合や離婚が成立していても父と母が同居している場合は、保育料の再算定は致しかねます。

Q6-15 保育料の決定通知はいつ送られてくるのですか。

A 保育園に入所されている方に対して、毎年4月中旬（4月～8月分）と8月中旬（9月～翌3月分）に一斉発送を行います。年度の途中に入所したお子さんに対しては、入所月の前月末日頃にお送りします。

なお、3歳児クラスから5歳児クラスのお子さん、第2子以降のお子さんは保育料が無償のため、保育料決定通知書は送付いたしません。

Q6-16 口座振替で保育料を支払った場合、領収書はもらえないのですか。

A 区では領収書を発行していません。ただし、申請に基づき保育所保育料徴収証明書を発行します。「保留通知書・徴収証明書等発行依頼書」を区にご提出ください。

なお、口座振替のデータが区に到着するまで時間がかかるため、発行できるのは引き落とし日から2～3週間後となります。

Q6-17 登録済みの振替口座を変更したい場合はどうすればよいですか。

A 認可保育所保育料預金口座振替（自動払込）依頼書に記入し、金融機関の確認を受けた上で、2枚目の区役所保管用のみを区にご提出ください。

※楽天銀行を希望の方は、3枚とも区にご提出ください（金融機関への提出は不要です。）。

Q6-18 納付書を紛失してしまいました。どうすればよいですか。

A 再発行いたしますので、区へお問い合わせください。

Q6-19 保育料をどうしても払えない月があります。退園になりますか。

A 即退園とはなりませんが、保育料は保育所の運営に必要な不可欠な経費として、ご負担いただいております。保育料を納付しているご家庭との公平性の観点からも、必ずお支払いください。分割納付も受け付けておりますので、ご相談ください。

Q6-20 保育料を滞納した場合、どのようなことになりますか。

A 納期限までに納付が確認できない場合は、ご自宅に督促状を送付することとなります。それでも納付が確認できない場合は、電話・文書による催告や児童手当からの徴収を行ったり、給与や財産を差し押さえたりします。

なお、滞納がある状態で、転園の申し込みをしたり、下の子の入所を申し込むと、調整指数14、15が適用され、かつ調整指数の加算および優先順位の適用がされません。

Q6-21 保育料を口座振替で納めています。残高不足だったときは翌月にまとめて引き落とされますか。

A 引き落としは当月分のみとなり、翌月にまとめて引き落とすことはできません。納付書をお送りしますので、速やかに区へご連絡ください。なお、残高不足となった場

合、原則として督促状の送付対象となりますのでご了承ください。

Q6-22 支払いが難しい場合、保育料の分割納付はできますか。

A 可能な場合があります。保育入園係の窓口で納付相談を実施していますので、家計状況が分かる書類をご準備の上、区へお問い合わせください。

Q6-23 支払いが難しい場合、保育料を減額する制度はありますか。

A 保育料は前年度または現年度の区市町村民税によって決定しています。そのため、前年に一時的に所得が増えたことにより、現年の収入に比べて保育料が高くなる場合もありますが、原則これを理由に減額の対象となることはありません。生活が困窮している場合についてのみ減額することができます。

生活が困窮している場合、減額が適用できるか区にご相談ください。

Q6-24 保育料の支払いを忘れて納期限が過ぎてしまいました。どうすればよいですか。

A 納期限を過ぎた納付書もそのままご使用いただけます。お近くの金融機関またはコンビニエンスストアにて早急にお支払いください。なお、支払いが遅れた場合、督促状と納付書が届くことがあります。支払い済であれば行き違いですのでご容赦ください。

Q6-25 保育料が最高額で決定されました。再計算はしてもらえますか。

A 年度内に必要な手続きが完了した場合に限り、当該年度内の保育料についてさかのぼって再計算をします。

Q6-26 3月末に中央区に転入し、4月から入所しました。保育料通知が届きましたが、最高額で決定されています。なぜですか。

A 区市町村民税が不明の場合、保育料は最高額で決定されます。

主な理由としては、確定申告や住民税の申告がされていない場合が多いです。所得がなかった場合にも住民税の申告が必要です。また給与所得者の場合は、給与支払者が給与の報告を行うため本人による申告は不要ですが育児休業中など給与の支払いがなかった方については給与支払者による報告がなされない場合が多いため、ご注意ください。

また区外からの申し込みの場合は、課税証明書(海外にいた方は年間収入申告書等)の提出がされていないことによって、区市町村民税が不明となっている可能性があります。それぞれに必要な手続きについては「令和7年度保育園のごあんない」87ページをご覧ください。

7 延長保育について

Q7-1 延長保育には、どのような種類のものがありますか。

A 以下のものがあります。

- ① 月極延長保育（保育標準時間）

※月極延長保育（保育短時間）はありません。

- ② スポット延長保育（保育標準時間）

- ③ スポット延長保育（保育短時間）

詳しくは「令和7年度保育園のごあんない」78ページをご覧ください。

Q7-2 延長保育は土曜日も利用できますか。

A ① 月極延長保育は、両親がともに就労などで保育の必要性がある場合に限り土曜日でも利用できます。利用の際には別途、園から書類の提出を依頼することがあります。

- ② スポット延長保育については、土曜日は利用できません。

Q7-3 延長保育の実施時間はどの園も同じですか。

A 18時30分から19時30分まで（月島聖ルカ保育園は19時15分まで）ですが、園によりその時間以降も実施しているところがあります。詳しくは「令和7年度保育園のごあんない」36ページをご覧ください。

Q7-4 延長保育を申し込みたい場合はどうすればよいですか。

A ①月極延長保育を申し込みたい場合は、「月極延長保育申込書」とタイムカードなどの直近3カ月の会社を退勤した時間がわかる書類を在園（内定）している保育園に提出してください。受付期間は利用希望月の前月の20日まで（20日が休日にあたる場合は、前開園日が期限となります。）です。なお、私立の保育園においては、受付期間が異なる場合があります。詳細は在園（内定）している保育園にご確認ください。

②スポット延長保育を申し込みたい場合は、申込方法などを在園（内定）している保育園にご確認ください。

Q7-5 延長保育は希望者全員が利用できますか。

A 月極延長保育、スポット延長保育ともに園ごとの定員が設定されています。また、1歳児クラス以上のお子さんが対象です。利用要件に該当しない場合や定員を上回る希望があった場合は、利用ができないことがあります。

なお、保育料等に滞納がある世帯は月極延長保育の利用が制限されます。

Q7-6 月極延長保育は、残業で保育園のお迎え時間に間に合わない以外の理由でも申し込みができますか。

A 定時に退社しても、通勤時間がかかるためお迎え時間に間に合わない場合は申し込みが可能です。買い物、家事、余暇または習い事などの入所要件以外の理由による延長保育の利用はできません。

Q7-7 月極延長保育を月の途中で辞めた場合、月極延長保育料の還付はありますか。

A 月極延長保育は月単位の利用となっているため、日割計算による還付は行っていない。

Q7-8 月極延長保育料は区内の認可保育施設であれば、私立も区立も同額ですか。

A 18時30分から19時30分まで（月島聖ルカ保育園は19時15分まで）の延長保育料は同額です。

19時30分以降に月極延長保育を行っている施設では、料金を各施設で定めています。なお、地域型保育事業の延長保育料については各施設で設定しています。

Q7-9 月極延長保育料に補食代も含まれていますか。

A 含まれています。なお、スポット延長保育（18時30分から19時30分まで）の場合も同様です。

Q7-10 区立保育園（八丁堀、十思、堀留町、京橋こども園、晴海こども園を除く）のスポット延長保育料の利用券（2,000円）を購入しましたが、退園する時に利用していない分がある場合は還付されますか。

A 還付請求することができます。スポット延長保育料還付請求書兼口座振替依頼書（指定様式）、スポット延長保育利用券（原本）を提出することでご指定の口座に還付します。

なお、請求者は父母どちらでも可能ですが、請求者・口座名義人は同一人であることが必要です。氏名が異なる場合は請求者の委任状が必要となります。

Q7-11 区立保育園のスポット延長保育利用券を紛失した場合、再発行はできますか。

A 保育園に「スポット延長保育利用券再発行願」を提出することで、別番号の利用券を発行します。後日、紛失した券が見つかった場合は、保育園にご提出ください。紛失したその券でスポット延長保育を利用することはできません。

Q7-12 スポット延長保育料は園により異なりますか。

A 18時30分から19時30分まで（月島聖ルカ保育園は19時15分まで）のスポット延長保育料は同額です。19時30分以降にスポット延長保育を行っている施設では、施設により料金は異なります。

Q7-13 区外に転出予定です。転出後も引き続き区内の保育園に通う予定ですが、延長保育も継続して利用できますか。

A 月極延長保育およびスポット延長保育は、区外へ転出後も継続して利用することができます。

Q7-14 兄姉が延長保育を利用している園の0歳児クラスに弟妹の入所が決まりました。兄姉は延長保育を継続して利用できますか。

A 兄姉の延長保育は継続利用できません。0歳児クラスでは月極延長保育を利用できず、下の子のお迎えを保育標準時間内に行うこととなるため、兄姉の延長保育利用は解除となります。下の子が入所する前月末日までにQ7-15に記載の手続きを行ってください。

Q7-15 月極延長保育が必要なくなった場合は、どのような手続きをすればよいですか。

A 「子どものための教育・給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」に月極延長保育を解除する旨と解除希望月を記載し、利用解除を希望する前月末日までに保育園にご提出ください。

Q7-16 月極延長保育、スポット延長保育利用の際は、午後7時30分より前にお迎えに行かないほうがよいですか。

- A 予定より早めにお迎えできる場合は、早めにお迎えをしてください。延長保育時間が終了するまでお迎えを控える必要はありません。

Q7-17 産前産後休暇・育児休業届を妊娠がわかった時点で提出しました。月極延長保育を産前産後休暇に入る直前まで利用したいのですが可能ですか。

- A 産前産後休暇・育児休業を取得する日の前日まで利用可能です。産前産後休暇・育児休業を取得した月内に月極延長保育の解除手続きを行ってください。
なお、延長保育料は、月の途中までの利用の場合でも1カ月分がかかります。

8 居宅訪問型保育事業（待機児童向け）について

Q8-1 居宅訪問型保育事業の利用申し込みはどのようにするのですか。

待機児童対策事業

- A 認可保育施設に申し込み、待機（見込み含む。）となっている0歳児（生後57日以上）から2歳児クラスまでの児童が対象となります。受付期間や必要書類等の詳細は区ホームページに掲載しています。「令和7年度保育園のごあんない」35ページをご覧ください。



Q8-2 居宅訪問型保育事業の利用調整はどのようにするのですか。

- A 認可保育施設の利用調整後、入所保留となっている方で居宅訪問型保育事業を申し込んでいる方について、区の利用調整に準じて利用の可否を決定します。

Q8-3 保育者は毎回同じ人が自宅に来て保育をしてくれますか。

- A 保育者は固定ではなく、複数人がローテーションを組んで保育を行います。
例えば、月曜日はA保育者、火曜日は午前B保育者、午後C保育者が保育提供を行うなど、月内で7～8人の保育者が来宅することがあります。

Q8-4 区から居宅訪問型保育事業を利用できると連絡がありました。この後どのような手続きが必要ですか。

- A 区から運営事業者へに内定者の連絡先を伝え、運営事業者から直接、連絡が入ります。その後、面談の際に保育室の環境と広さを確認した上で利用決定となります。
なお、本事業は運営事業者との直接契約となります。

9 期間限定型保育事業について

Q9-1 期間限定型保育事業の利用申し込みはどのようにするのですか。

待機児童対策事業

- A 期間限定型保育事業は、認可保育施設に申し込み、待機（見込み含む。）となっている1歳児クラスまたは2歳児クラスの児童が対象です。募集状況や必要書類等の詳細は区ホームページや「令和7年度保育園のごあんない」34ページをご覧ください。



10 その他

Q10-1 認証保育所の保育料補助について知りたいです。

認証保育所
保育料の補助

- A 申請方法などの詳細は、認証保育所保育料補助金のおしらせ冊子や区ホームページをご覧ください



「令和7年度 保育園のごあんない」区ホームページ

